

UBC情報

発行：2025年12月1日

No. 306

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

年末調整の準備は進んでいますか？記入漏れ等の無いよう、ご協力をお願いいたします。

来年1月の源泉所得税の納期限は、1月13日（火）＜納期特例を受けている場合は、1月20日（火）＞です。

トピックス

基礎控除見直しに伴う公的年金の源泉徴収

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等が行われたことに伴い、公的年金等は源泉徴収の対象となる年金額が引上げられました。

●令和7年分は12月の年金支払い時に精算

公的年金等は「雑所得」として課税の対象となっており、受給する年金額が一定金額以上の場合は所得税等が源泉徴収されています（障害年金や遺族年金は非課税）。

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除の見直しや19歳以上23歳未満の子等に係る特定親族特別控除の創設などが行われましたが、令和7年分の公的年金等の源泉徴収においては12月の年金支払い時に、一定の基礎的控除額（公的年金等の収入金額にかかわらず一律で計算）を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合は還付が行われます。

また、令和7年分の所得税について、創設された特定親族特別控除などの適用を受ける場合は原則、確定申告が必要となります。

●令和8年分から源泉徴収の対象金額が引上げ

令和8年分からは公的年金の源泉徴収の対象となる年金額が引上げられ、65歳以上の方は205万円以上（現行158万円以上）、65歳未満の方は155万円以上（現行108万円以上）となります。

源泉徴収の対象となる方には年金機構から「扶養親族等申告書」が送付され、源泉徴収される所得税について配偶者控除等の各種控除を受ける場合は申告書を提出する必要があります。

なお、源泉徴収の対象外となる方は扶養親族等申告書の提出は不要のため、送付されません。

平均給与は前年比3.9%増の478万円

国税庁が公表した「令和6年分民間給与実態統計調査」によると、給与所得者のうち1年を通じて勤務した方は5137万人（男性2925万人、女性2212万人、平均年齢47.2歳、平均勤続年数12.6年）であり、その平均給与は前年比3.9%増の478万円（男性587万円、女性333万円）と4年連続で増加しました。

給与階級別分布をみると、男性では400万円超500万円以下の493万人（構成比16.9%）、女性では200万円超300万円以下の421万人（同19.0%）が最も多くなっています。

なお、1千万円を超える給与所得者は320万人（同6.2%）となっています。



通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

◆通勤手当は一定限度額まで非課税

役員や従業員などの給与所得者に対して支給する通勤手当や通勤定期券などは一定の限度額まで非課税となり、非課税限度額を超えて通勤手当などを支給した場合には、超える部分の金額が給与として課税されることになります。

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合 38,700円 通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 32,300円 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 25,900円 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合 19,700円 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 13,500円 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 7,300円 通勤距離が片道2km以上10km未満である場合 4,200円 通勤距離が片道2km未満である場合 (全額課税)	31,600円 28,000円 24,400円 18,700円 12,900円 7,100円 同 左 同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左

養育費不払い対策で導入する「法定養育費」

法務省は令和8年5月までに施行される民法等の改正により新設する「法定養育費」等の省令案を取りまとめ、意見公募を実施しています。

法定養育費は、離婚の際に父母間で取り決めがなくても一定の養育費（案：子一人あたり月額2万円）を請求できる制度となり、養育費を取り決めるまでの暫定的なものとして導入されます。

また、養育費の支払いが滞った場合に財産を差し押させて一定額（案：子一人あたり月額8万円）まで優先的に弁済を受けられるようにします。

役員の変更等があった場合は登記を忘れずに

会社等を設立後、登記した事項（役員や商号、所在地など）に変更が生じた場合は2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

株式会社の場合、役員の任期は取締役が原則2年、監査役が原則4年（非公開会社は取締役及び監査役の任期を最長10年まで伸長可能）のため、任期毎に役員変更の登記を行います（任期満了後に同じ方が再任した場合でも変更の登記が必要）。

なお、法務省は本年10月10日時点で最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般社団法人等に対して、2ヵ月以内に「必要な登記申請」又は「事業を廃止していない」旨の届出がない場合は、みなし解散の登記を行います。

役員給与（定期同額）を改定する場合は

法人の取締役や監査役などの役員に該当する方に対する役員給与は、定期同額給与や事前確定届出給与などであることが損金算入の要件となり、税法上の役員には会社法等で規定された役員だけではなく、「みなし役員」（取締役ではない会長など）に該当する方も含まれます。

定期同額給与を支給している場合、支給額を改定するには原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があり、事業年度の中途中に改定した場合は損金不算入となる金額が生じることになります。

ただし、経営が著しく悪化した場合や、職制上の地位変更などのやむを得ない事情がある場合は事業年度中の改定も損金算入が認められます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 306

発行: 2025年
12月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717

FAX: 0836-33-6753

Mail: info@ubc-net.com

URL: <https://ubc-net.com>

所属: (一財) 総合福祉研究会

(一社) 全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論 【サービス活動外費用等】



1. サービス活動外費用とは

事業活動以外の活動から生じる費用で、経常的に生じるものといいます。主に財務活動により発生する費用で、具体的には支払利息、有価証券評価損、有価証券売却損、基本財産評価損、投資有価証券評価損、投資有価証券売却損、積立資産評価損、並びにその他サービス活動外費用が該当します。

2. 支払利息

設備資金借入金、長期運営資金借入金、短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいいます。利息は本業であるサービス活動に直接的に関連する費用ではなく、資金調達に関連して発生する費用であるため「支払利息」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

3. (投資) 有価証券評価損

有価証券を時価評価した際の評価損をいいます。満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち、市場での時価がある有価証券については、期末日における時価で計上します。この際、時価が帳簿価額を下回る際の差額については、「有価証券評価損」としてサービス活動外費用の区分に計上します。なお、対象の有価証券が投資有価証券に区分される場合は、「投資有価証券評価損」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

4. (投資) 有価証券売却損

有価証券を売却した場合に生じる売却損をいいます。有価証券を売却して損失が発生した場合、原則として取引日における売却額から帳簿価額を控除した金額を「有価証券売却損」としてサービス活動外費用の区分に計上します。なお、売却する有価証券が投資有価証券の場合は、「投資有価証券売却損」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

5. 基本財産評価損/積立資産評価損

定款に定められた基本財産が投資有価証券であり、当該基本財産を時価評価した際に評価損が生じる場合に、前述の「3. (投資) 有価証券評価損」の考え方同様に、帳簿価額と時価との差額を「基本財産評価損」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

6. 積立資産評価損

積立資産として運用する資産が投資有価証券であり、当該積立資産を時価評価した際に評価損が生じる場合に、前述の「3. (投資) 有価証券評価損」の考え方同様に、帳簿価額と時価との差額を「積立資産評価損」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

7. その他のサービス活動外費用

その他のサービス活動外費用とは、サービス区分以外の活動から経常的に生じる費用のうち、支払利息、有価証券評価損、有価証券売却損、投資有価証券評価損、投資有価証券売却損、基本財産評価損および積立資産評価損以外のものをいいます。具体的には、利用者等外給食費、為替差損、退職共済事業管理資産評価損、退職共済預り金繰入額、雑損失が該当します。

【1】利用者等外給食費

職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用をいいます。職員、受け入れた研修生、体験入所者などの社会福祉法人の施設サービスを利用する人以外に食材や食品を提供する場合、食数をカウントして、決算で給食費から適正額を振り替える、又は、月次で給食業者等への支払いを科目を分けて計上する等の対応により、「利用者等外給食費」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

【2】為替差損

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいいます。外国為替相場の変動によって、所有する外国金銭債等に損失が生じる場合「為替差損」としてサービス活動外費用の区分に計上することになります。

【3】退職共済事業管理資産評価損

退職共済事業管理資産の期末減少額をいいます。社会福祉協議会において実施する退職共済事業において、退職共済事業管理資産の帳簿価額と時価との間に評価損が生じる場合、「退職共済事業管理資産評価損」として、サービス活動外費用の区分に計上します。

【4】退職共済預り金繰入額

退職共済事業管理資産評価益に合わせて、退職共済預り金を増加させた額をいいます。社会福祉協議会において実施する退職共済事業において、退職共済事業管理資産に時価評価益が生じる場合、退職共済事業管理資産評価益に合わせて、「退職共済預り金繰入額」をサービス活動外費用の区分に計上します。

【5】雑損失

前述の【1】～【4】に属さないサービス活動外による費用をいいます。サービス活動外費用に属する費用のうち他のいずれの勘定科目にもあてはまらない、あるいは独立の科目とするほど金額的に重要な費用を計上する場合に「雑損失」としてサービス活動外費用の区分に計上します。

8. サービス活動外増減差額

サービス活動外増減差額とは、事業活動計算書におけるサービス活動外収益項目を合計した「サービス活動外収益計」からサービス活動外費用項目を合計した「サービス活動外費用計」を差し引いた、当会計年度におけるサービス活動外増減による損益を表す項目を言います。サービス活動外増減差額は、事業活動以外から生じる増減差額で、経常的に発生する、法人の財務的な活動による増減差額です。そのため、この数値がプラスであれば法人の財務活動がプラスであることを示す一方、マイナスの場合は法人の財務活動が経常的にマイナスであることを示すため、財務活動の内容について分析する際の参考指標となります。

9. 経常増減差額

経常増減差額は、「サービス活動増減差額」に「サービス活動外増減差額」を加算することで求められます。この段階までに含められた収益と費用は、いずれも経常的な法人内の活動から反復・継続的に生じる項目であるため、経常増減差額は法人の経常的な状態における収益力を表す指標といえます。「経常増減差額」は事業活動に係る増減差額を示す「サービス活動増減差額」だけでなく、法人の財務的な活動による損益である「サービス活動外増減差額」も含められた数値ですので、経常増減差額がプラスであれば財務活動を含めて事業活動の健全性が確保されていると判断できます。（総合福祉研究会）

